

費用弁償等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人芳春会の役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員の費用弁償等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会並びに評議員選任・解任委員の出席)

第3条 役員が理事会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したとき並びに評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により実費弁償費を支払うものとする。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(理事及び評議員並びに評議員選任・解任委員の実費弁償)

第4条 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により実費弁償費を支払うものとする。

2 評議員が評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により実費弁償費を支払うものとする。

3 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会出席以外でその職務のために理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により実費弁償費を支払うものとする。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の実費弁償)

第5条 監事が法人及び施設の運営所状況を指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により実費弁償費を支払うものとする。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮して、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改廃)

第8条 本規程の改廃は、評議員会の議決を経なければならない。

(補則)

第9条 本規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成22年 4月 1日より施行する。
- 2 この規程は、平成23年 3月 1日一部改正
- 3 この規程は、平成29年 4月 1日一部改正

別表1

名 称	実費弁償費
理 事 会 出 席 等	5,000円
評 議 員 会 出 席 等	5,000円
評議員選任・解任委員会出席等	5,000円

別表2

名 称	実費弁償費
理事及び評議員業務等	10,000円
監事監査指導等	10,000円
評議員選任・解任委員業務等	10,000円

別表3

旅費	宿泊費1泊 (甲地区)	宿泊費1泊 (乙地区)	日当(1日につき)
実費	14,000円	10,000円	5,000円

◎備考 甲地方とは、東京都区内・横浜市・大阪市・神戸市・京都市・名古屋市・札幌市・福岡市とし、乙地方とは、その他の地域である。